平成２４年（フ）第２４２７号
大阪府池田市豊島北２丁目５番１―16号、前住所大阪府豊中市走井１丁目６番11号
債務者　森本　憲子（旧姓津留見）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９９号
東京都八王子市高尾町1729居酒屋高尾２階、外国人登録原票上の居住地東京都八王子市館町1113番地２メゾンドール高尾208号
債務者　呉城明権こと　呉　　明権
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８６号
愛知県豊橋市中岩田６丁目１番地　７―101
債務者　中神　弘幸
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１１６号
愛知県田原市東赤石３丁目７番地　サンコート田原Ａ棟610号
債務者　鈴木恵美子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第７４号
長崎県佐世保市大黒町７番２―35号
債務者　山口　光男
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
沖縄県中頭郡中城村字屋宜598番地　プラージュ中城402号
債務者　嘉数　俊克
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１５２０号
千葉県船橋市松が丘２丁目23番10号
破産者　高田　裕子（旧姓三浦）
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３４７９号
名古屋市北区西味鋺５丁目528番地の１
破産者　株式会社日新工務店
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６３２号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反121番地
破産者　有限会社名古屋八百市
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１４号
宮崎市恒久南４丁目172番地91
破産者　有限会社南村種苗店
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８１号
愛知県豊橋市西山町字西山342番地
破産者　株式会社柴田製作所
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１５５７号
京都市北区紫野東泉堂町16番地
破産者　株式会社緞藤
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第８７５３号
大阪府堺市堺区三宝町６丁312番地３　堺北パーク・ホームズ406号、開始決定時の住所大阪市西区南堀江３丁目４番２―901号
破産者　佐々木裕子（旧姓恒松）
1　破産債権の届出期間　平成24年６月15日まで
2　一般調査期日　平成24年７月19日午後３時30分
平成24年５月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３３１号
大阪市西区靱本町１丁目７番９号
破産者　株式会社アトリエ・プラ・テイック
1　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
2　一般調査期日　平成24年７月19日午後３時30分
平成24年５月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５８０号
大阪府阪南市光陽台２丁目２番16号　鈴木里佳方、開始時決定時の住所大阪府阪南市箱作2878番地の11
破産者　鈴木　康太
1　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
2　一般調査期日　平成24年７月23日午後３時30分
平成24年５月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８３８号
大阪府吹田市千里山西６丁目８番12―502号
破産者　林　　典子
1　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
2　一般調査期日　平成24年７月23日午後３時30分
平成24年５月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３４５号
大阪府吹田市津雲台２丁目１番Ｃ16―110号
破産者　鈴木　裕彦
1　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
2　一般調査期日　平成24年７月23日午後３時
平成24年５月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１２０号
広島市安佐北区三入６丁目12番４―13号
破産者　青野　伸次
1　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
2　一般調査期日　平成24年８月29日午前10時30分
平成24年５月23日
広島地方裁判所民事第４部